

○探偵業の廃止命令

(第 15 条第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

処分基準

平成 29 年 3 月 22 日作成

法令名	探偵業の業務の適正化に関する法律
根拠条項	第 15 条第 2 項
処分の概要	探偵業の廃止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条(欠格事由)
処分基準	法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合(法第 4 条第 1 項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)には、営業の廃止を命ずることとする。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会